



消防団の組織概要

令和3年4月1日現在

都道府県名	鹿児島県	所在地	〒895-0072		
市町村名	薩摩川内市	電話番号(直通)	0996-22-0125	FAX	0996-20-3430
消防団事務所管	薩摩川内市消防局警防課消防団係	メールアドレス	f-shobodan@city.satsumasendai.lg.jp		
消防団名	薩摩川内市消防団	ホームページURL	http://www.satsumasendai-fd.jp		

組織	分団数	33	分団
	うち機能別分団数	0	分団
	方面隊数	9	隊
	部数	77	部
団員数	班数	151	班
	条例定数	1,329	人
	実員数	1,247	人
	男性団員数	1,188	人
職業構成別団員数	女性団員数	59	人
	基本団員数	1,176	人
	大規模災害団員数	0	人
	その他の機能別団員数	71	人
	国家公務員	0	人
	地方公務員	108	人
	都道府県職員	1	人
	市区町村等職員	107	人
	特殊法人等公務員に準ずる職員	43	人
	農協職員	18	人
ポンプ	日本郵政グループ	13	人
	その他	1,083	人
	普通消防ポンプ自動車	23	台
	水槽付消防ポンプ自動車	1	台
	小型動力ポンプ付積載車	65	台
消防団活動事例・PR等	小型動力ポンプ(車両に積載していないもの)	1	台
	手引き動力ポンプ	0	台
	報酬額(階級:団員)	年額 42,000	円
報酬	(参考)交付税単価(階級:団員)	年額 36,500	円
出動手当	火災	5,200	円
	風水害等の災害	5,200	円
	(参考)交付税単価	7,000	円/回

【組織概要図】

消防団長

- 中央方面隊 (6分団)
 - 川内方面隊長 (副方面隊長)
 - 川内中央南分団 (4部 8班 68 川内・平佐西地区)
 - 川内南分団 (4部 10班 66 隈之城・水利地区)
 - 平佐東分団 (2部 4班 31(1) 平佐東地区)
 - 高江分団 (1部 2班 23 峰山地区)
 - 川内中央北分団 (4部 8班 74 隈山・可安・首末地区)
 - 下妻分団 (2部 4班 29 八幡地区)
 - 高城東分団 (2部 4班 35 高城・播磨地区)
 - 城上分団 (2部 4班 23(1) 城上・吉川地区)
 - 東郷中央分団 (2部 4班 47 伊洲地区)
 - 東郷東分団 (2部 4班 33(2) 南郷・山田地区)
 - 東郷西分団 (2部 4班 32 島久・藤川地区)
 - 川内北方面隊長 (副方面隊長)
 - 水引分団 (2部 4班 32 水引地区)
 - 高城西分団 (2部 4班 34 須田・西方地区)
 - 川内西分団 (2部 4班 31(2) 津波・寄田地区)
 - 東郷方面隊長 (副方面隊長)
 - 種輪北分団 (2部 4班 27 鹿野・種輪(上種輪)地区)
 - 種輪中央分団 (2部 4班 30 種輪(上種輪分隊(1)地区)
 - 市比野中央分団 (2部 4班 31 市比野地区)
 - 市比野南分団 (2部 4班 26 藤本・野下地区)
 - 大島方面隊長 (副方面隊長)
 - 割田分団 (2部 4班 36 割田地区)
 - 清色分団 (1部 2班 20 八重地区)
 - 大島越分団 (1部 2班 22 大島越・八重地区)
 - 桐蔭分団 (1部 2班 20 桐蔭地区)
 - 黒木分団 (1部 2班 19 黒木地区)
 - 上平分団 (1部 2班 22 上平地区)
 - 下平分団 (2部 4班 28 大村・轟地区)
 - 扇車田分団 (2部 4班 30 扇車田地区)
 - 上郷方面隊長 (副方面隊長)
 - 豊分団 (4部 7班 58(6) 豊地区)
 - 上郷中央分団 (4部 7班 43(8) 上郷(浦内分隊(1))
 - 浦内分団 (2部 4班 24 上郷(浦内)地区)
- 上郷大隊 (6分団)
 - 上郷大隊女性部 (1部 2班 実員(15) 分団所属で併任 機能別実員 実員10)
 - 下郷北分団 (5部 10班 47(12) 瀬々野浦・内川内・長浜・香瀬地区)
 - 下郷南分団 (4部 7班 54(3) 手打・片野浦地区)
 - 鹿島分団 (3部 5班 38(4) 鹿島地区)
 - 下郷大隊女性部 (1部 2班 実員(19) 分団所属で併任 機能別実員 実員20(2))

図表1 副団長6 方面隊長9 本部長12 分団長33 部長77 班長151 団員854 基本実員1,176 男性団員1,121 女性団員59 機能別実員71 実員1,247 定員1,329 充足率93.8%

※1:「消防団の組織概要等の調査」による
 ※2: 出動手当について、出動1回あたりの手当の額を定めている場合はその額を記載している。もともと、手当の額は、出動区分(火災、風水害、警戒、訓練等)や支給単位(出動1回あたり、〇時間あたりなど)が市町村等によって異なることから、年額で〇円や一定時間以上で〇円等の定め方をしている場合は「☆」、火災出動に関する手当の額について定めがない場合は「-」と記載。
 ※3: 詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。